

原議保存期間	30年（令和37年3月31日まで）
有効期間	一種（令和37年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁交通部長 殿
 各道府県警察（方面）本部長
 （参考送付先）
 警察大学校交通教養部長
 科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第78号
 令和7年3月3日
 警察庁交通局運転免許課長

申請による運転免許の取消しに関する事務処理上の留意事項について
 （通達）

申請による運転免許（以下「免許」という。）の取消しに関する事務処理については、「申請による運転免許の取消しに関する事務処理上の留意事項について」（平成10年3月24日付け警察庁丁運発第19号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）の施行に伴い、申請による免許の取消しに関する事務処理に個人番号カードと運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化に係る運用が追加されたことから、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 迅速な手続の実施と窓口の設置

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の4第2項の規定による免許の取消し（以下「申請による免許の取消し」という。）に関する事務の手続は、併せて法第104条の4第3項の規定により同条第1項後段の申出に係る免許（以下「申出免許」という。）を与える場合も含めて、速やかに終えるよう努めるものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

また、申請による免許の取消しの手続の窓口は、申請者の利便を考慮し、各都道府県の運転免許試験場、運転免許センター及び更新手続を実施している警察署等開設するほか、必要に応じて設置するものとする。

2 申請者の意思の確認等

申請の受理に当たっては、申請者の意思を確認するとともに、申請者に対し、申請による免許の取消しを受けた後に当該取り消された免許と同じ種類の免許について再度免許の申請を行う場合においては、運転免許試験の一部免除の措置はとられない旨等を説明するものとする。

なお、申請による免許の取消しは、申請者の意思に基づいて行うものであり、その意思に反して免許を取り消すこととなるような運用とならないよう留意すること。

3 申出免許に係る免許証の交付の方法等

(1) 免許証の交付

申請による免許の取消しを受けた者に対し、その者がなお他の種類の免許を受けている場合に、法第106条の3第2項の規定により交付するものとされる当該他の種類の免許（申出免許を含む。）に係る免許証を即日交付することができない場合には、同条第1項の規定により返納された免許証にせん孔処置をした上、当該免許証の備考欄に、手続中である旨を次の例により記載（押印）して交付し、同条第2項の規定により交付するものとされる免許証は、後日交付するものとする。

申請取消手続中				
有効免許 ○○				
令和	年	月	日	○○公委

また、同項の規定により交付するものとされる免許証を後日交付する場合において、申請者から希望があったときは、更新された免許証の郵送方式に準じた方法により申請者に送付することができるものとする。

(2) 免許情報記録の書換え

申請による免許の取消しを受けた者に対し、その者がなお他の種類の免許を受けている場合に、法第106条の4第2項の規定により当該他の種類の免許（申出免許を含む。）に係る免許情報記録を即日書き換えることができない場合には、その者に係る特定免許情報の備考欄に、手続中である旨を(1)の例により記録し、同項の規定により書き換えるものとされる免許情報記録を、後日書き換えるものとする。

なお、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）については、郵送方式による対応はできないことに留意すること。

4 申請による免許の取消しの際の免許保有状況の変更

申請による免許の取消しを受けた者は、その者がなお他の種類の免許（申

出免許を含む。)を受けている場合、申請による免許の取消しの際に、その者からの申請により、当該他の種類の免許に係る免許証又はマイナ免許証(以下「免許証等」という。)の免許保有状況を変更することができる。

この場合において、申請者は当該免許保有状況を変更する旨を運転免許取消申請書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第19の3の7)に記載することとなることから(府令第31条の4の2又は第31条の4の3)、事務処理上誤りのないよう留意すること。

5 申請者に対する適性試験等

申出免許を与える場合、法第89条の適用がないこと、また、申出免許に係る免許証等の有効期間は現に受けている免許に係る免許証等の有効期間が満了する日が経過するまでの期間とされており(法第95条の6第2項)、申出免許を与えることは免許証等の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)とは異なることから、申出免許を受ける者には適性試験又は適性検査(法第102条の規定に基づく臨時適性検査を除く。)を行うことはできないので、誤りのないようにされたい。

なお、申請者が、法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する者となっており、又は法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があるときは、法第102条第4項の規定に基づく臨時適性検査を行うものとする。

6 手数料の取扱い

- (1) 申請による免許の取消しを行うに当たっては、手数料は徴収しないが、申出免許に係る免許証の交付に当たっては、法第112条第1項に規定する免許証交付手数料を、申出免許に係る免許情報記録の書換えに当たっては、同項に規定する特定免許情報記録手数料を徴収する。

また、免許を取り消された者が、なお他の種類の免許を受けている場合(申出免許を受ける場合を除く。)において、法第106条の3第2項の規定により免許証を交付する場合又は法第106条の4第2項の規定により免許情報記録を書き換える場合には、手数料は徴収しないので誤りのないようにすること。ただし、この場合において、4の免許保有状況の変更(法第95条の2第11項の規定による免許証の交付又は特定免許情報の記録)を併せて行う場合は、当該免許保有状況の変更に伴う手数料は別途徴収する必要があることに留意すること。

- (2) 免許証等の更新、免許証の再交付又は免許保有状況の変更(法第95条の2第11項の規定による免許証の交付又は特定免許情報の記録)と、申出免

許に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えとを同時に行う場合には、免許保有状況に応じて、免許証等の更新、免許証の再交付又は免許保有状況の変更に係る手数料のみを徴収するものとし、申出免許に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えに係る手数料は徴収しないこと。

なお、これらの場合においては、免許証等の更新、再交付の申請又は免許保有状況の変更に係る申請等とともに免許の取消しの申請及び法第104条の4第1項後段の申出を併せて行わせること。

(本件担当)

警察庁交通局運転免許課

法令係（800-5375、5352、5366、5342）

高齢運転者等支援係（800-5327）